



千建産連発第29号
令和3年6月2日

各構成団体の長様

千葉県建設産業団体連合会
会長 高橋順一
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき期間の延長

(令和3年5月28日)に伴う工事及び業務の対応について

標記について、令和3年5月25日付け 千建産連発第23号にて通知していましたが、この度(一社)全国建設産業団体連合会を通じて、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より、別添のとおり期間延長の通知がありました。

詳細につきましては、別添の内容をご確認いただき、貴団体会員に対して周知し、対応していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、これまでの新型コロナウイルス感染症対策に係る事務連絡等については、下記国土交通省ホームページに掲載されていることを申し上げます。

◆国土交通省（新型コロナウイルス感染症対策）

国土交通省>政策・仕事>土地・不動産・建設業

>建設産業・不動産業>新型コロナウイルス感染症対策

◆URL

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html

以上

事務連絡
令和3年6月1日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき期間の延長
(令和3年5月28日)に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更(令和3年5月21日)に伴う工事及び業務の対応について」(令和3年5月23日付け事務連絡)等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年5月28日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき期間について、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県の1都1道2府5県において、同5月31日から6月20日まで延長することが決定されたところですが、令和3年5月23日付け事務連絡等の内容を踏まえ、引き続き、適切なご対応を宜しくお願ひします。

特に、緊急事態措置においては、政府及び特定都道府県は、事業者に対して、「職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)活用や大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すよう働きかけを行う」とこととされており、出勤者数の削減のための取組についてご協力をお願ひいたします。

また、雇用調整助成金については、緊急事態措置を実施すべき区域においては、4月末までと同水準の支援を6月末まで行うこととされておりますので、改めて会員企業に周知徹底し、必要な場合にはその積極的活用を促すようお願ひいたします。

なお、地方公共団体が、当該地方公共団体の域外から工事従事者が来訪する場合の感染防止対策等について要請を出している場合には、当該要請への適切なご対応を宜しくお願ひします。

また、緊急事態措置を実施すべき期間の延長に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

別添1

事務連絡
令和3年6月1日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき期間の延長
(令和3年5月28日)に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更(令和3年5月21日)に伴う工事及び業務の対応について」(令和3年5月23日付け事務連絡)等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和3年5月28日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき期間について、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県の1都1道2府5県において、同5月31日から6月20日まで延長することが決定されるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき期間について、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、の5県において、同5月31日から6月20日まで延長することが決定されたところですが、令和3年5月23日付け事務連絡等の内容を踏まえ、引き続き適切なご対応を宜しくお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の関係市町村(指定都市を除く。)に対しても、周知を宜しくお願いします。

別添2

事務連絡
令和3年6月1日

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき期間の延長
(令和3年5月28日)に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を実施すべき区域の変更(令和3年5月21日)に伴う工事及び業務の対応について」(令和3年5月23日付け事務連絡)等により、地方公共団体等あてに通知するとともに、貴団体など民間発注者団体等あてにも参考送付させていただいたところです。

このたび、令和3年5月28日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき期間について、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県の1都1道2府5県において、同5月23日から6月20日まで延長することが決定されるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき期間について、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、の5県において、同5月31日から6月20日まで延長することが決定されたことを踏まえ、緊急事態措置等を実施すべき期間の延長に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2、3のとおり建設業者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

なお、地方公共団体が、建設業団体等に対して、当該地方公共団体の域外から工事從事者が来訪する場合の感染防止対策等について要請を出している地域において、受注者から当該感染防止対策について相談があった場合には、その趣旨をご理解の上、適切にご協力いただくようお願ひいたします。

また、これまでお知らせしていたとおり、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款(甲)・(乙)においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延

長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者（元請負人）と受注者（下請負人）が協議をして決めることとされておりますので、引き続き適切な対応が図られるよう、改めて、傘下の会員企業等への周知をお願いいたします。